

事務連絡
平成19年4月2日

各区市町村
介護保険主管課長様

東京都福祉保健局
高齢社会対策部介護保険課長

軽度者に対する福祉用具の取扱いの見直しについて

標記の件に関連して問い合わせが多い点について、別添のとおりとりまとめたので、お知らせします。

< 問合せ先 >

高齢社会対策部介護保険課

赤星 ・ 石手

電話 03 (5 3 2 0) 4 5 9 5

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直しについて

Q 1

算定の可否について、「市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。」とあるが、市町村が確認するにあたっての具体的方法及び市町村が確認すべき書類の標準様式は、示される予定があるか。

A 1

算定にあたっては、通知に定める状態像に該当することが医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることが必要である。また、これらのことを、保険者が書面等確実な方法により確認する必要がある。

各保険者がこれらを確認する方法及び確認の際に居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所に提出を求める書類の様式は、任意である。

各保険者の実情に応じて判断し、適切な方法により対応されたい。

Q 2

改正通知が発出されてから改正後の運用施行までの期間が短いことから、年度当初においては、今回の見直しにより対象者になる人に4月1日からの貸与（給付）を可能とするために、保険者の判断による弾力的取扱いをすることは可能か。

A 2

年度当初においては、経過的に保険者の判断で運用することは差し支えない。

例えば、次の方法が考えうる。

直近の認定における主治医意見書、介護支援専門員の所見等の情報から貸与対象者に該当すると保険者が判断できる場合には、4月1日からの貸与（給付）を認め、4月以降可及的速やかに、通知に定める手続きを行う。

なお、この方法をとる場合、後日必要な手続き（確認）をした結果、貸与対象外と判断された場合には自費による利用となる旨を、利用者及び家族に説明しておく必要がある。

4月以降速やかに必要な手続きを行い、貸与対象者に該当すると判断された場合には、4月1日に遡及して貸与対象者として取り扱う。

対象者が自費で福祉用具貸与を利用していた場合、4月分については、償還払いとして処理する。